第9章　三者会談方式と恒久救済の展望

1．三者会談方式による救済事業の到達点

（1）ひかり協会発足当時の期待と不安

1974年４月にひかり協会が設立され、三者会談方式による被害者救済が開始されることとなった。しかし、急な展開であり、しかも前例のない方式による救済であったため、期待とともに不安や疑問をもったままのスタートだったというのが当時のいつわらざる状況であった。

曽田長宗（たけむね）初代理事長は、ひかり協会会報創刊号で「果たしてこの事業が成功を収めうるか否かについて、十分な確信が持てなかった」と設立当時の心境を正直に述べている。一方で、守る会運動を熱心に行ってきた親の中には、ひかり協会職員に対し「（ひかり協会は）苦しい闘いの末に作ったものだから、森永の防波堤になるなよ」と職員に厳しく忠告する人たちが相当数いた。

実際、初年度に、ひかり協会と常時連絡を希望するかどうかを親に問うアンケート調査を行ったが、常時連絡を希望する（アンケート①）という回答をしたのは、当時の被害者12,401名のうちわずか3,182名に止まるという結果であった。一時金ではなく恒久救済を実施するという守る会方針に賛成であっても、ひかり協会が何をしてくれるのかが具体的には分からなかったため、三者会談方式による被害者救済というものに十分な確信を持つ被害者や親族はそれほど多くはなかったと思われる。このような状況の中、初年度になんらかの事業を受けたのは1,638名にとどまった。

（2）アンケート①対象者の増加と様々なニーズへの対応

その後、アンケートに無回答であった親族6,874名に対し職員らが粘り強く働きかけ、その多くがアンケート①対象者となった。その数は当初の3,182名から増加し続けて1991年度には6,548名となり最大数を記録した。これはスタート時の3,182名と比較すると２倍以上である。（その後は死亡のために減少し、2015年度は5,580名）

８章までに述べたように、相談事業を柱とした救済事業を確立し被害者のニーズに応える事業内容に発展させてきた。しかし当初は、救済事業が開始されるまで放置されていたに等しい被害者たちの健康状態や生活状況は把握されておらず、したがって、どのような救済事業を必要としているのかも全く不明であった。また、ひ素による被害は中枢神経系の障害が多発することを特徴とするが、それ以外の障害・症状も多く、さらに被害者の人数も多いことから、多岐にわたる課題に対する救済を事業化する必要があった。

こうして、6,500名を超えるアンケート①対象者にとって何が必要とされているのか、そのニーズを把握するための相談事業を重視して取り組むこととなった。同時に被害者の実態把握調査も始まり、開始間もない救済事業に生かされた。

ひかり協会設立４年目には、救済の３原則（①救済は自立と発達の保障を図る事業　②救済は総合的事業　③個別救済こそ生きた救済）を確立し、職員も専門家もその原則に沿った相談事業を積極的に進めていった。

地域救済対策委員をはじめとする保健医療、法律、教育、福祉等の専門家は、常時300名以上が協力して、個別の救済について検討し援助をするとともに、事業の方向を決める時にも意見を出し、より高い質の救済事業を実現する役割を果たした。

さらに年齢が上がることによって被害者のニーズも変化するため、それに応えた事業となるように、「被害者救済事業のあり方」を20歳代、30歳代、40歳以降、さらに40歳以降の一部見直しと、およそ10年ごとに大きく改正してきた。これも、恒久救済事業を被害者にとって有効なものにするうえで必要不可欠な取組であった。

こうして、救済事業の内容を充実させることができた。

（3）事業を受けた対象者の増加

そして、被害者自身が被害者救済事業に協力する救済事業協力員活動の進展とともに、いっそう多数の被害者が事業を受けるようになった。体調不良の被害者に対して、医療費援助制度を知らせたりひかり協会に相談するよう勧めたりすることによって、ひかり協会の事業を受ける被害者が増加していった。

このような取組もあり、2015年度には、生活手当・調整手当受給者は647名、健康管理費（手当）受給者は234名、医療関係費援助受給者は3,608名、職員による訪問1,741名、協力員による呼びかけ3,915名となっている。単純な集計はできないが、何らかの事業を受けていると思われる被害者実数は増加し、4,000名を大きく超えていると思われる。

この40年の歩みの中で、専門家の力を借りて相談事業を軸に被害者のニーズに基づく救済事業を確立し、被害者同士の連帯を促進した結果、事業の対象者が増え、事業を受ける被害者も増大してきたのである。

その結果、今日では、ほとんどの被害者・親族が「ひかり協会はいつまでも存続して被害者を救済してほしい」と願うようになった。これは、同時期に起こった他の様々な公害被害者の救済と比較しても、その内容、規模や期間などにおいて、高い到達点にあると言える。この高い到達点を生み出した最大の要因は、ひかり協会方式とも呼ばれる三者会談方式である。

2．三者会談方式の特徴

守る会の親達をはじめとする関係者が選んだ三者会談方式の特徴とはどのようなものか。次の三つの特徴がある。

（1）一時金解決でなく恒久救済の道

事件の解決方法として、「一時金による損害賠償の道」ではなく「親の願いから出発した子どもを救い守るという恒久救済の道」を選んだ。これが一つ目の特徴である。

わが国の制度では、不法行為に対しては、裁判所が判決を下し、これにしたがって一時金による解決が図られる。同時期に発生した他の多くの公害事件でも、その解決方法が取られた。しかし、守る会の親たちは、特に「14年目の訪問」以降事件が再び世に出てか

現在も脈々と続く「三者会談」（2016年８月21日）

らは、一時金の獲得を目的とせず、金銭では解決しない「子どもを救い守る」ための恒久救済実現を掲げ続けてきた。

これは他には見られない、森永ひ素ミルク中毒事件の解決方法の特徴である。この恒久救済という方法をとったため、その後、被害者の健康や生活の実態を把握し、個々のニーズを明らかにし、それを実現するための事業を次々と実施して、40年以上継続していくことになるのである。

（2）判決でなく三者の確認書に基づく救済

恒久救済の道を進むために、裁判所の判決でも和解でもなく、関係三者の合意＝確認書を締結し、それを拠り所とすることとした。これが二つ目の特徴である。

ただし、法律や判決によるものではないが、確認書が法的効力を持っていないということではない。確認書の内容が相違ないものであることを、森永は法廷で確認し、それは記録にとどめられている。また、確認書とは別に、ひかり協会と森永との間で救済資金の履行についての契約書及び覚書を結んでいる。

この二つ目の特徴が救済事業にどのような意義を持っているか。因果関係や加害責任を中心に争って出された判決に従うという方法をとらず、「恒久対策案」を尊重し、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約した。このことにより、「治療、養護、生活保障等に関する事業の対象者の判定は、原則としてひかり協会の判断によるものとする」（第７回三者会談確認事項）ことが合意され、「因果関係を問わず全ての疾病を救済の対象とする」事業が進められる事となった。その結果、事業内容の細部まで固定されておらず、ひかり協会で検討して必要なことを事業化できることが保障された。

また、未確認被害者の救済についても、確認被害者と同様の救済が保障されることとなった。裁判などにより因果関係が証明され被害者と認められた者のみへの救済が行われる方式でなく、ひ素ミルクを飲用したことをひかり協会の認定委員会が認定すれば、救済の対象となるのである。

これらのことは、今日まで守られ続いている。

（3）三者の協力を継続

「確認書」の調印三者は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力するとした。これが三つ目の特徴である。

通常は裁判判決による一時金の支払いをもって事件は解決したとされる。しかし、三者会談方式では、「この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後厚生省、『守る会』、『森永』は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで『三者会談』を継続」するとしている。そして、救済事業を実施するひかり協会にそれぞれが全面的に協力することを約束している。

行政の立場は、単なる仲介やあっせんの立場からではなく、「三者会談」も「被害者の立場に立って話し合いを進める」（第１回三者会談確認事項）というものである。また、守る会も、加害企業に救済をさせて被害者は救済の受け身に徹するということはしなかった。被害者団体でありながら、救済事業の実施に主体的に責任を持ち、ひかり協会の理事や現地事務所所長に就き、また、定期的に事業に対し意見や要望を出すのである。この姿勢は被害者の代になっても引き継がれ、今日も被害者が被害救済を進めるうえで様々な役割を果たしている。

こうして、三者は、「闘う関係」から、被害救済のために「協力し合う関係」に大きく

転換し、40年以上にわたる救済事業実施のなかで協力し合い、「信頼し合う関係」へと発展して来た。数ある公害事件の中でも、他に見ることのできないこのような関係は、三者会談方式が生み出したものであり、また、今日多くの被害者の生活と健康を守り支えている充実した救済事業内容も三者会談方式によって生み出されたものである。三者会談方式を選択したからこそ、今日見られるような救済事業が展開されたと言っても過言ではない。

３．三者の果たしてきた役割

（1）守る会の果たしてきた役割

「三者会談方式」による救済事業を維持し発展させるために守る会が果たしてきた最大の役割は、三者会談確認書調印団体という立場と責任のもと、主体的に救済事業に取り組んできたことである。

確認書を締結した当初から、守る会は「これで事件は解決したので、守る会の役目は終わった」という方針は取らなかった。守る会はひかり協会設立と同時に「ひかり協会発足にあたっての声明書」を発表し、その中で「守る会の会員、被害者およびその家族のかたがたは、傍観して法人の活動をまっていて与えられるもののないことを理解され守る会を中心とする諸活動に積極的に参加することをつうじて、ひかり協会を真にひかり輝くものとならせるよう格段のご努力をお願いする次第であります」と述べ、ひかり協会に積極的に協力する方針を明確にしていた。

その方針に基づき、次のような主体的協力を行った。

①守る会役員の協会役職員への就任

守る会は、「恒久対策案」を作成した段階では、中央救済対策委員会（＝ひかり協会）は専門家のみで構成するべきだと考えていた。しかし、準備を進める中で専門家から「守る会が入って積極的に運営の中心になる理事会でなければ協力が困難である」との意見が出された。これを受けて、５名の守る会役員がひかり協会の理事に就任し、被害者側の立場と責任において救済機関の運営に直接携わることとなった。

また、現地事務所長はすべて守る会都府県本部の役員であった。これは発足して間もないひかり協会の運営は困難が予想されたので、事務所運営を軌道に乗せるため、守る会全国本部が決定した方針であった。各地の役員はその方針に対して、専従か非専従かの違いはあったが、献身的に応えたのである。

こうして、本部でも現地でも、ひかり協会設立間もない頃から、守る会役員が救済事業に直接かかわり、主体的に責任を果たしたのである。

②ひかり協会と守る会との関係

ひかり協会と守る会との関係を定式化するにあたっては若干の紆余曲折があった。

ひかり協会が発足した時に守る会が最も心配したことは、ひかり協会がかつての五人委員会のような機関になりはしないかということであった。そのため、「ひかり協会は被害者を真の主権者とし、守る会の主導権のもとに運営されるものであって、国および森永はそれに対して、全面的、無条件に協力する」こと（1974年８月守る会第６回全国総会）と強調した。しかしその点を強調するあまり、ひかり協会は全て守る会の言うとおりにすべきだという考えも出された。

これに対し、守る会は拡大常任理事会（松山合宿）統一見解（1975年５月）を決定し、

「守る会と協会とは明らかに別個のものであるが、被害者救済の目的においては完全に一致し、両者それぞれの主体性において不足の部分を補完し合うことにより、そこに初めて真の恒久救済の体系が実現するものである」と、相互の位置づけを明確にした。

その後「20歳代のあり方」討議において、「守る会と協会の一元化体制を確立する」（1978年８月守る会第10回全国総会）としたが、「一元化」が「一体化」と解釈され、お互いの主体性を損なう恐れが生じたため、1984年６月守る会第16回全国総会で、それぞれの主体性を尊重しつつ被害者救済の実現に向け、互いに信頼し協力し合うことを再確認し、定式化された。

その時期に、守る会と被害者の会とひかり協会の三者によって「30歳代のあり方」検討が現地でも本部でも熱心に行われた。この三者懇談会という対等平等な関係で話し合う場が救済の推進力になることが実践的に証明された。その後、被害者の会が解散し、守る会とひかり協会による二者懇談会に替わったが、二者懇談会（ブロック二者懇談会を含む）は事業推進の軸として重要な位置づけをされ、今日では救済事業実施においては不可欠な存在となっている。

③被害者会員による救済事業協力員活動の発展

以上のような経過をたどって、守る会は、三者会談調印団体という立場と責任のもと、主体的に救済事業に取り組むという役割を果たしてきたが、被害者が運動の中心を担うようになってからの傑出した活動は、救済事業協力員活動（以下、協力員活動）である。

他の公害被害者団体の活動の中にもあまり見ることのできないこの協力員活動には、次のような特徴がある。

第一の特徴は、「被害者としての連帯感・仲間意識を原動力の中心としている」ことである。親の時代は、子どもに対する深い愛情を原動力とし、幼い命を守る責任感や加害企業に対する怒りをもって活動が進められていた。被害者世代は、親達の人道主義的なたたかい方を支持して新たに運動に加わったが、その原動力は、仲間としての出会いや共感、双方向の助け合いなどの体験を積み重ねることによって生まれた連帯感・仲間意識が主たるものであった。この延長線上で生み出されたものが協力員活動である。

第二の特徴は、「守る会の組織的な協力によるものである」ということである。現地二者懇談会で協力員候補者が推薦され、両者の合意が得られれば正式に委嘱される。原則として守る会会員が推薦される。守る会都府県本部は、「おたずね」や「呼びかけ」を推進するために必要な数の協力員を確保するために、様々な場を利用して拡大を図った。

そして、協力員活動の方向性や目標などを決める時には守る会組織として意見・要望を出し、責任を持ってこの活動を進めてきた。ひかり協会として2005年、2014年の二度、大規模な全国協力員研修会議を開催したが、その運営にあたっては守る会が全面的に協力し、組織的に取り組み、成功させた。

以上のような特徴によって、協力員活動は、守る会の救済事業への主体的協力の中でもひときわ輝く活動となっている。

全国協力員研修会議（2014年９月13日～14日）

④自主的グループ活動とふれあい活動

協力員活動を土台にして発展した自主的グループ活動やふれあい活動も、被害者の仲間意識が生み出した独創的な活動である。

自主的グループ活動は、1986年に制度がつくられ、取組に対する援助が開始された。当時被害者は31～２歳になっており、やがては守る会を担うべき勢力になることが求められていた。しかし、当時の被害者の会に集まる被害者数は250名前後であり、量的にも守る会を担うには不十分であり、守る会では「受け皿総合５カ年計画」という被害者の質的量的な強化に取り組んでいた。

その中で、まず被害者同士顔を合わせ、知り合い、語り合うことによって、仲間としてのつながりを強めていくために、自主的グループ活動が制度化されたのである。だが、当時その活動に積極的に取り組んだ被害者は限られており、大きな広がりは見られなかった。

やがて、先に述べた協力員活動が強化され、協力員数が徐々に増え、守る会活動への被害者の参加が増える中、健康づくり活動をしたり、親から事件と闘いの話を聞いたり、障害のある被害者の社会参加を支援したりするグループ活動がのべ100回を超えて開催されるようになった。（2016年現在、自主的グループ活動は守る会支部活動とどのように整理するか検討されている）

また、障害のある被害者を守る会会員などが訪問する、被害者仲間ならではの取組であるふれあい活動も、協力員活動が促進されるなかで生まれ、各地で取り組まれるようになっている。

⑤全国単一組織の堅持と被害者への引き継ぎの成功

以上のような取組があるということは、ひかり協会に積極的に協力するという開設当時に表明された守る会方針が被害者にも引き継がれ、着実に実践を積み重ねてきたということである。そして、このことを組織上可能にしたのは、守る会が全国単一組織を堅持し続けることができ、親族から被害者への引き継ぎである受け皿計画が成功したからである。

守る会は、1986年に組織問題が発生し、幹部が除名されたり分派組織が生まれたりした。さらに、賠償か救済かをめぐって激しい意見の応酬がされる時期もあった。近年になっても、全国本部方針に対して反対意見が強く出されることもある。

しかし、守る会は激しい意見のやり取りはしても、組織を割るようなことは回避し、唯一の被害者団体として存在して来た。これは1969年に守る会が再結集した時に、1955年当時は府県単位組織の協議会方式で団結力が弱かったことを反省して、「この守る会を自らの瞳のように愛し守ろう」と誓い合ったことに始まる。この誓いを守り切っているから今日も全国単一組織として存在しているのである。守る会の団結が弱まれば恒久救済も危うくなるといっても決して言い過ぎではない。

また、親の組織であった守る会を被害者本人が引き継いだことも救済事業を存続するうえで重要な意味があった。三者会談調印団体である守る会は、他の二者と同様、他に替えることが出来ない団体である。そのような立場と責任がある守る会の構成員を、親が高齢になったからと言って被害者や家族でもない支援者等第三者を加えることは認められないことであるとの考えに基づき、組織は親から被害者へ引き継がれなければならなかった。こうして、守る会は親から被害者への「受け皿５カ年計画」を二次にわたって取り組み、量的にも質的にも被害者が担えるように強化育成したのである。

長く被害者を支援していた森永ミルク中毒被害者弁護団長の中坊公平氏は後年になって「守る会の中心が親から被害者本人へきちんと引き継がれた。これに一番ほっとしてい

る」と述べている。（守る会機関紙『ひかり』2005年４月）多くの関係者の気持ちを代表した言葉であろう。

このような活動を進めることによって守る会組織は強く大きくなり、1974年（協会設立時）に1,812名だった会員数は、2016年には2,395名へと増加している。多くの被害者から三者会談方式による救済事業に責任を持つ守る会が支持されていることの表れだと考えられる。

（2）国（厚生労働省）の果たしてきた役割

国（厚生省、現在は厚生労働省）も、「三者会談」を中心として、救済事業に行政の立場と責任において協力を続けている。

①三者会談確認書に基づく協力

三者会談確認書では、「厚生省は被害者対策について『守る会』の提唱する『恒久対策案』の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会（注：後のひかり協会のこと）が行政上の措置を依頼した時は、これに協力することを確約する」と明記された。また、それに先立つ第１回三者会談の確認事項では「厚生省は単なる仲介、あっせんの立場からではなく、被害者の立場に立って話し合いを進める。」と確認している。

この確認に基づき、第４章の２「行政の協力と公的制度の活用方針」で述べたような行政協力が開始され、発展させてきた。

②行政協力の仕組みづくり

1987年に始まった、ひかり協会と労働省（現在は厚生労働省）との定期協議は毎年１回開催され、現在も続いている。この中では職業相談、職場定着、職業紹介、就職などについてひかり協会から行政協力が要請される。30年近くの間にそれらの対応をした被害者ののべ人数は、職業相談1,216名、職場定着998名、職業紹介644名、就職336名にのぼり、被害者の労働保障に多大な寄与をしている。

翌1988年から始まった「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」（現在は「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」）も今日まで毎年１回開催されており、自治体の担当者に事件と救済事業が周知徹底され、ひかり協会現地事務所からの行政協力に積極的に応える態勢が出来上がっていった。

1996年の「三者会談」において、森永ひ素ミルク中毒対策に関する連絡会議の設置などが決議され、厚生省内連絡会議（その後、厚生（労働）省内連絡会議）の開催により、厚生（労働）省から市町村までの保健・福祉・雇用・介護関係の行政協力が円滑に進められるようになった。

③円滑な行政協力のための通知の発出

また、1991年に出された通知「（財）ひかり協会の実施する事業に対する協力について」（衛食91号）により、保健・医療・福祉などの厚生省関係の行政協力の仕組みが実現した。その後５回にわたって改正され、現在では高齢福祉分野での協力についても協力要請されている。

さらに、近年になっても、ひかり協会や守る会からの依頼を受け、新たな通知や事務連絡が発出されている。

ひかり協会は、ひかり手当等の対象者が生活保護を受給した場合に支給する「健康管理手当」について、収入と認定する自治体があり、被害者が不利益を被るおそれがあるとして、厚生労働省に対し収入認定から除外する扱いにしてほしいと要請した。それに対して厚生労働省は、「健康管理手当については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される健康管理手当等と同様に、保健上の特別な出費に充てられる給付金であると認められるため、収入として認定しない取

扱いとなる」旨の通知（2014年８月28日）を発出した。（巻末資料９）

また、重要な施策である障害者総合支援法や自立支援給付と介護保険制度との適用関係について情報提供を要請した。それに対して厚生労働省は「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを上乗せして支給する」旨の事務連絡（2015年２月18日）を発出した。

さらに、住所不明者の住所調査協力などを要請した。これに対して厚生労働省は、「住所不明者の転居先情報の提供について、協力が得られるよう依頼する」旨の通知（2014年12月３日）を発出し、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」で周知を図った。

2016年９月26日には、ひかり協会や守る会からの要請に応えて、「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」という事務連絡を出し、心身機能の低下等により生活の場を失うことのないように行政の協力を促した。

④協力依頼のためのパンフレットの作成と活用

以上のように年々国（厚生労働省）による協力が進むとともに、各都府県、市町村での行政協力が発展するなか、ひかり協会から様々な機関や専門家に救済事業への協力依頼をする場面が増えてきた。これまでは市町村向けに作成された「行政協力パンフレット」を活用することで足りていたが、新たに関係機関や専門家に説明する時に役立つようにと、厚生労働省の推薦を得て、新たに2014年７月に「関係機関向けパンフレット」を発行し現在も活用している。

⑤行政の継続性の確保

行政協力の取組の歴史を見ても、三者会談確認書の締結は、それをもって事件が解決したというのではなく問題解決のための第一歩であったということがわかる。国（厚生労働省）も、その時々にひかり協会からの依頼に応じ、新たな通知を出したり必要な会議を開催したりするなど、その立場と責任において被害救済のために力を尽くしてきたのである。担当者が替わる時はもちろんのこと、2001年に省庁再編があり厚生省から厚生労働省に変わった時も、公益法人制度改革により主務官庁が厚生労働省から内閣府に替わった時も、国としての継続性を持って現在まで誠実に責任を果たし続けている。これは称賛すべきことである。

（３）森永乳業の果たしてきた役割

①三者会談確認書に基づく責任と協力

加害企業である森永乳業も、三者会談確認書調印団体として「それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力する」ことが確認されている。ただし、その立場と責任は、「事件の責任を全面的に認め一切の義務を負担すること」、また、「（ひかり協会が）必要とする費用の一切を負担すること」など、加害責任を前面に出したものとなっている。

このことは、守る会の「恒久対策案」が述べる「（森永は）正しい反省の上に立って、加害企業としての責任を全うすべきである」を認め、実際に被害者救済を実施していくために当然明記されるべきことである。

②安定した救済資金の拠出

こうして森永乳業は、救済に必要な資金を無条件に負担するという道を歩み始めたのである。ひかり協会が設立された1974年度は約３億５千万円の救済資金受入収入（決算額）であったが、翌年には約４億８千万円と137％に増加した。その翌年からも毎年110％前

後の伸び率で推移し、10年後の1984年にはついに10億円の大台に乗った。

当時は、様々な国際情勢、国内情勢があり、森永乳業の経営はたいへん厳しい時代が続いていた。一方、守る会の中にも将来の財源を不安視して、毎年の拠出ではなく「100億円法人構想による自主運営」が議論されたこともあった。しかし、恒久救済を実現するには不足する額であり、三者会談確認書の変更にもつながることであり合意はできないとして、1982年には守る会は協議を打ち切った。

その結果、今日まで、次年度に必要な予算をひかり協会が積算し、その額を森永乳業に提示して、ひかり協会は毎年の救済資金を受け入れる。2015年度の救済資金の受入収入は約16億７千万円である。設立以来2015年度までの総額は、約534億円にのぼる。近年はほぼ安定した会社経営が続いており、以前のような財源を不安視する声はほとんど聞かれなくなった。

③森永推薦の協会理事

協会設立以来、森永乳業の被害救済に対する誠実な姿勢は続いていた。守る会は「40歳以降のあり方」の討議の中で「財源問題に対する守る会の方針」を確立し、「守る会と会社との信頼関係の強化」と「加害企業としての社会的責任を果たすこと」を森永乳業に申し入れた。それを受けて「事件の風化を防ぐ社内研修を取締役を先頭に系統的に行うこと」「会社経営の中軸に被害者救済を据えること」という具体的措置が社内で実行された。

このような状況を反映して、守る会常任理事会は「確認書第五項の確約事項の実践の立場からすれば守る会、厚生省、森永も共通した役割、責任を負っている。その責任を忠実に果たす限り、（ひかり協会）理事の推薦から森永のみを除く理由はない」（1998年６月）という方針を公にした。

協会設立間もない頃には、守る会や被害者親族から「森永は、救済事業に対して、金は出しても口は出すな」と言われてきたが、誠実に責任を果たし続けることによって信頼を得てきた。その結果、1999年４月から、森永乳業が推薦する１名が新たにひかり協会の理事として加わった。そして2003年からは２名に増員された。（その後、公益法人制度改革によって、理事総数が減らされてからは１名に戻っている）

④食の安全・安心と事件の風化防止

救済事業への直接的な責任を果たすというものではないが、事件を起こした森永乳業の責任として、「食の安全・安心を追求する」ということと「事件を風化させず語り継ぐ」ということがある。

食の安全・安心に対する社会の目は、この40年間でますます厳しくなっている。森永乳業は、ひ素ミルク中毒事件の反省に立ち、安全第一で品質の維持・向上に常に努めてきた。その結果、同じ乳業会社である雪印乳業が事故を起こして経営の危機に直面したが、幸い森永乳業はそのような大事故もなく安全・安心な製品を世に送り出し、安定した救済資金の確保が継続されている。

また、事件を風化させないという点では、社内での風化を防ぐため、③で述べた取締役への研修に止まらず、新入社員研修、主事昇格者研修、全森永労組学習会などで、事件と救済についての熱心な研修が行われている。特に、2011年から毎年、主事昇格者研修で守る会全国本部役員の講話を聴くといった取組がされ、将来の会社の各部門を担う社員に徹底した教育が実施されている。

全森永労組は、ひかり協会が設立される前から事件解決への支援活動に取り組んでおり、現在も年１回、高野山への慰霊碑参拝やひかり協会本部を訪問しての常勤役員との懇談を継続し、労使一体となって風化防止に努めている。

４．専門家の果たしてきた役割

以上述べたように、救済事業は三者会談方式によって開始され、40年以上継続され発展してきた。救済事業を存続させてきた基本的な力は「『三者会談』の継続」と「協会と守る会の協力関係の強化」であったと言えるが、協力専門家が果たしてきた役割にも非常に大きなものがある。その専門家が果たしてきた役割とは、一つは救済事業を開始させるにあたっての役割、二つはより質の高い救済事業を創り上げていくための役割、三つは救済事業を客観性のあるものにする役割である。

（１）救済事業を開始させるにあたっての役割

ひかり協会が設立されて以降、多くの専門家の協力によって救済事業は支えられているが、ひかり協会が設立される以前から、被害者救済実現を願い被害者と守る会を支援する多数の専門家がいた。そして、その専門家の多くが事件発生当時に被害者を切り捨てた専門家達の存在に対する反省から立ちあがったのであった。

「14年目の訪問」を指導し、その結果を日本公衆衛生学会で発表し、その後の被害者救済開始のきっかけをつくった丸山博教授もその一人である。

丸山教授は法廷での証人尋問の中で「私自身、公的な宣言だけを軽信し、学会も全く問題にせず気付くことが遅かったという批判は甘んじて受けます。私は現在もこのことについては非常に反省しています」と述べている。このような反省のうえに立って、二度と専門家が被害者を切り捨てるようなことがあってはならないと、養護教諭、保健師や医学生らの調査を援助し、再び事件と被害者を世に出したのである。

被害者弁護団団長の中坊公平弁護士も法廷で、「私は、公害事件におきまして、公害の被害者は二度殺されるという警句を思い起こします。１回は事故によって、１回は第三者機関などによって殺されるというのです。（中略）少なくとも日本国ではそういう言葉がなくなることを期待して、この裁判を進めていきたいと考えております」と述べ、専門家が被害者の立場に立たず「二度殺す」ような役割を果たしてはならないと主張した。

1965年頃岡山において、守る会からの要請に応えて被害児の自主検診を行った医師のグループがあった。日本公衆衛生学会で丸山教授が報告した内容に対して「臨床データによる裏付けが欠けている」という批判があがった時に、このグループの医師たちは「その臨床データは、ここに、私たちの所にある」と言って反論した。そして「やっと子どもたちの役に立つことができた」と喜び合ったという。

医療、法律、福祉、教育をはじめとする様々な分野の協力専門家は、専門家としての第三者的立場ではなく、被害者や被害者組織と連帯して「恒久対策案」実現という共通目標に向かって手を携えてきたのである。この姿勢は今日まで引き継がれている。

（２）より質の高い救済事業を創り上げていくための役割

ひかり協会が設立され救済事業が開始される前後、多くの被害者と親族から「どのような事業が始まるのか」と大きな期待が寄せられていた。しかし、人類が経験したことのない事件であるため、当時の被害者が直面している問題の把握と将来の見通しに基づいた事業を創り出さなければならなかった。そのために被害者や親族と連帯して様々な分野の専

門家が英知を結集し、質の高い救済事業を提起した。

救済の対象は、患者名簿に登録された被害者だけでなく、未確認の飲用者も含めるべきだとする全被害者救済の考えは専門家からも強く支持され、恒久対策案に掲げられた。未確認飲用者の飲用者認定については、モデルケースの大阪府での認定作業の経験を踏まえ、やがてひかり協会の認定委員会（医師、弁護士で構成）に引き継がれた。現在も、新たに認定される人こそ極わずかになったが、広く社会に門戸を開いた公益法人の重要な公益事業として位置づけている。

救済事業を進めていく中で、先に述べたとおり救済の３原則というものも確立された。これも専門家のリードによるところが大きい。また、医療については社会保険と公的医療制度を利用し補完的役割をひかり協会が行うという公的制度の優先活用という原則も、守る会と専門家によって確立されていった。将来設計実現においても、障害のある被害者のライフステージごとの様々な課題に対して、事例検討を通じ専門的総合的な助言・援助を行い大きな寄与をしてきた。

今日までの高い救済事業の質を生み出すに至ったのは専門家の協力を得たからである。

（3）救済事業を客観性のあるものにする役割

守る会は、ひかり協会設立以前から、都府県本部が選任する現地救済対策委員会の設置を急いでいた。実際、設立までに11ヵ所が開所されていた。これは被害者が20歳前になっており、健康や教育に関する不安や切実な要求を持つ親が多数存在していたことの反映であると同時に、協力専門家への信頼が高かったことの証（あかし）でもある。

こうして現地の専門家による相談事業が始まり、被害者や親から持ち込まれる個々の相談をもとに現地救済対策委員会で個別の対応を検討することとなった。

当時は教育相談と医療相談が大半を占めていたが、それまで相談する機会に恵まれていなかった被害者や親族にとって、親身になって相談に乗ってもらえて必要な対応をしてくれる現地救済対策委員会は心から信頼できるところであった。

やがて20ヵ所に設置され、守る会委嘱の組織からひかり協会の機構として位置付けられるようになり、相談事業の内容も就労や日常生活まで及んだ。そして、様々な金銭給付が実施されるようになると、その審査・判定も多くが地域救済対策委員会によって行われることとなった。

守る会は、金銭支給などの審査・判定を被害者組織が行うことについて否定的であった。それは、できるだけ客観的な立場で判定し公平な救済を実施するためであった。

こうして専門家集団である地域救済対策委員会が被害者の客観的ニーズを把握し、科学的で公正な事業実施を保障したのである。このことは、現在では当然のこととして認識されているが、1955年当時の苦い経験に基づき、組織内に金銭問題にからむ無用な混乱を持ち込まず、社会からの支持を得るために守る会が選択した原則的な方針であった。

この原則的な方針をとっていることは、2011年に公益財団法人に移行する時に、事業の質の確保とともに重要視された。

ひかり協会の実施する事業が公益性を有しているか否かを公益認定等委員会が判断するためのチェックポイントの一つとして、「専門家の関与」という項目があった。それは「事業の質を確保するための方策（例　専門家が適切に関与しているか)」、「審査・選考の公平性の確保（例　当該事業が審査・選考をともなう場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)」という項目である。社会的に公益法人として認定されるため

には、やはり専門家の適切な関与が必須事項なのであった。

ひかり協会では、このような専門家の関与・協力を設立以来今日まで、常に数百名の規模で実施し、質の確保と公正さを保障してきた。また専門家の方々には被害者の立場に立った救済事業を進めてもらっている。今後も、救済事業がある限り専門家の協力は欠かせないのである。

（4）「14年目の訪問」40周年記念の集い

2009年は、1969年に「14年目の訪問」が発表されてから40年を迎える年であった。
その後の救済事業が開始される契機となった重要な取組を記念し、大阪市内で集いを開催した。ひかり協会が主催し、守る会が共催したこの集いには、三者関係である厚生労働省及び森永乳業の代表も出席し、恒久救済事業の推進の決意を述べた。

この集いでは、「トンネルの向こうに見えた一条の光　－『14年目の訪問』のもつ今日的な意味を明らかにする－」と題したシンポジウムが行われた。シンポジストは、「14年目の訪問」以前に岡山で35名の被害児の健診をしていた医師の松岡健一氏、丸山教授の指導のもと大阪府内の被害児の訪問を始めた養護教諭（当時）の大塚睦子氏、「14年目の訪問」を大きく取り上げて社会に知らせた新聞記者（当時）の新妻義輔氏、被害者弁護団結成に中心的役割を果たした弁護士の伊多波重義氏、守る会理事長（当時）の小畑芳三氏の５名であった。５名はそれぞれの立場からの貴重な発言、提言をした。それを聞いた出席者は、専門家らの果たしてきた役割を再確認し、感謝の念を強く持ち、救済事業推進の決意を固めることができた。

弁護士の中坊公平氏は「『14年目の訪問』が今日なお生き続けているのは、非常に純粋なものを追い求めていたからだ」（要旨）とフロアから発言し、運動の純粋性が専門家の協力を継続させていると述べた。

守る会からも、桑田正彦副理事長（当時）が「今日36年に及ぶ救済事業を開始するきっかけとなった『14年目の訪問』関係者の皆様に改めて、深く感謝申し上げる。本日ご出席の方々と力を合わせて恒久救済事業を完遂する」と感謝と決意を述べ、「三者会談」関係者と専門家の協力によって救済事業を発展させることが重要であることを強調した。

「14年目の訪問」40周年記念の集い（2009年10月17日）

５．事件発生60周年記念行事と恒久救済の展望

2015年は森永ひ素ミルク中毒事件が発生してから60年という節目の年であった。ひかり協会が設立されて41年目の年でもあった。この年に、守る会と森永、すなわち被害者団体と加害企業が主催し、厚生労働省（国）とひかり協会が後援する形を取り、関係四者がこぞって結集する行事が取り組まれた。

40周年50周年に続く３回目の記念行事とし

て、和歌山県の高野山において「記念式典」と「合同慰霊祭」が開催された。その記念式典実施要綱（巻末資料10）の中で、記念式典の意義は「第一に亡くなられた被害者に対する慰霊の場であり、第二に二度と同じような事件を繰り返させないという決意の場であり、第三に恒久救済完遂のために関係者が協力を続けるという誓いの場である」と述べている。

関係四者が三者会談確認書に基づく責任を果たし、それぞれの立場から救済事業に協力するという姿勢は揺らがず、むしろ強化されてきたことが、今日の被害者救済事業の存続を保障したといえる。60周年記念行事は、その関係四者による良好な協力関係が続いていることを象徴する取組であった。

森永の社長は式典挨拶の中で「恒久救済事業の完遂に向けて、全社を挙げてその責任を果たして参ります」と約束し、最後に、守る会全国本部役員が四者を代表して「守る会、厚生労働省、森永乳業、ひかり協会、この四者の信頼と協力関係を強化し、被害者救済事業を完遂する事を誓います」と「誓いの言葉」（巻末資料11）を述べた。

関係四者が誠実に責任を果たし、三者会談方式による救済事業にそれぞれの立場で協力し、信頼し合うという関係が維持・強化されるならば、被害者救済は必ずや完遂されるであろう。

ひかり協会は、救済機関として、また公益法人として誠実にその責任を果たし、被害者救済完遂に向け力を尽くさなければならない。恒久救済の道を求めて40年間歩んできた歴史を振り返り、明日の歩むべき道を切り開いていくことが必要である。

60周年合同慰霊祭に出席した関係者（2015年９月13日）